

播磨国上郡村大門屋佐藤家文書 (2) 概要

- 1: 文書群番号 117044
- 2: 文書群名 播磨国上郡村大門屋佐藤氏文書 (2)
- 3: 出所 播磨国上郡村大門屋佐藤家
- 4: 家業・役職等 古手売買、廻船問屋、上郡銀札掛屋、上郡村大庄屋格
- 5: 地名 播磨国赤穂郡上郡村／兵庫県赤穂郡上郡村／赤穂郡上郡町
- 6: 行政区分 尼崎藩領／兵庫県赤穂郡
- 7: 歴史
明和6年(1769) 尼崎藩では酒造業などで繁栄する灘五郷や兵庫津・西宮など西摂沿海地域の村・町が幕府に収公され、代わりに播磨国内の多可・宍粟・赤穂郡内に飛び地領71か村が与えられた。尼崎藩は西播磨の宍粟・赤穂郡62か村を支配するため上郡村に陣屋を設置し、郡代ほかの藩役人を派遣した。上郡村は赤穂郡北半地域の中央部にあって赤穂・坂越への舟運が盛んな千種川に接し、山陽道・因幡街道にも近い在郷町であった。
大門屋佐藤家は播磨国揖西郡千本村出身の上郡村在住商人である。大門屋は赤穂郡村々への金融活動を活発に行っており、また一時期、坂越湊を拠点に千石積み廻船を運用し、播磨地域などの御蔵米江戸廻漕のほか、秋田・能登・広島・大坂・堺など日本海・瀬戸内・大阪湾沿岸各地への赤穂塩買い積み輸送・販売、秋田米・大豆・小豆などの購入・販売を手広く行っていた。
大門屋は嘉永年間に尼崎藩が始めた晒木綿専売の中心となり、藩専売廃止後も藩公認のもと木綿取引を独占した上郡商人たちの中心となって銀札発行にも関わり掛屋を勤めた。
なお、本文書群の史料が記す横尾村・鍛冶村は安志藩領赤穂郡村々である。安志(あんじ)藩の藩主は播磨国宍粟郡安志村(現姫路市安富町安志)に陣屋を置く1万石の小笠原氏で、藩領は47か村、宍粟・佐用・赤穂の三郡に分散していた。
- 8: 伝来 平成29年7月、辻川敦氏が、史料館へ寄贈。
- 9: 史料入手先 辻川敦氏
- 10: 点数 14点(目録件数10件)
- 11: 年代 天保15(1844)～明治12(1879)
- 12: 構造と内容
目録番号1の横尾村御蔵米手形は、赤穂郡横尾村に安志藩が年貢米収取のため設けていた蔵の蔵米手形である。御蔵掛二名(赤穂郡鍛冶村善兵衛・下頃村甚六)を取次として安志藩が米110石分の御蔵米手形を大門屋に質入れした。本史料には、返済期限の弘化2年(1845)に催促を開始し同5年に決着するまでの貸し銀取戻し手続きを記録。大門屋は尼崎藩上郡陣屋の代官の口利きも得て、ようやく決着に至ったものである。
目録番号4「交易御用向手続控書 弐番」は、嘉永4年6月17日から同年12月末までの記録。「播磨国上郡村尼崎藩交易役所文書」の目録番号1「交易御用向手続控書 壱番」に連続する史料。尼崎藩が藩直轄の交易役所を廃止するにあたって上郡の商人たちが晒木綿の集荷・販売、資金確保のための銀札発行・引替業務を開始する時期の経過が記録されている。
目録番号6「筑後屋重蔵土蔵敷地年貢・筑後屋富三郎借家賃滞り出入り控え」は、大門屋が購入・所持していた屋敷地の一部にかけて隣家の重兵衛が天保15年(1845)に建てた土蔵敷地の賃料と年貢、および重蔵の依頼で富三郎へ貸した建屋の家賃の不払い出入りについての控え。弘化4年(1847)以来の不払いに対して催促を重ねた結果、ようやく嘉永7年(1855)になって決着がついたものである。
目録番号7「安志藩領17か村村辻銀返済催促手続控え」は、播磨国3郡にわたる安志藩領17か村が藩への御用金上納のために大門屋から借りた村辻(借財合計)の返済を督促した経緯を記す。

※本文書目録を作成するにあたり、平成29年度学芸員実習の方々にご協力いただきました。

- 13: 関連史料 播磨国上郡村大門屋佐藤家文書（1）、播磨国上郡村尼崎藩交易役所関係文書、上郡町役場所蔵大門屋文書
- 14: 閲覧条件 原本
- 15: 作成者 城戸八千代、補訂・中村光夫

※本文書目録を作成するにあたり、平成29年度学芸員実習の方々にご協力いただきました。